

夏季休業明けにおける新型コロナウイルス感染症対策について、御留意いただきたい点をまとめましたので、お知らせします。

事務連絡  
令和4年8月19日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課  
各都道府県教育委員会専修学校主管課  
各都道府県私立学校主管部課  
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
各地方公共団体の学校設置会社担当課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

#### 夏季休業明けにおける新型コロナウイルス感染症対策について

今後、各地域において、夏季休業期間が終了し、授業等が開始されることとなりますが、現在、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数について、全国では減少に転じたものの、一部地域では増加が続いており、全国的にはこれまでで最も高い感染レベルが継続している状況となっています。

学校における感染拡大を防止しつつ、学校教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障するためには、引き続き、基本的な感染対策が重要となることから、各学校においては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等も参考としながら、

- ・ 学校の施設・設備や教職員・児童生徒等が使用する器具・用具等の点検
  - ・ 家庭との連携も含めて、児童生徒等の日常的な健康観察や感染が確認された場合の対応等に関するマニュアル等の確認
  - ・ 授業や学校行事等、活動場面ごとの状況に応じた感染対策上の工夫の検討
- 等を行うなど、引き続き、地域の感染状況に応じて必要な感染症対策に取り組んでいただくようお願いいたします。

なお、夏季休業明けには、感染不安や感染によるストレスをはじめ、新型コロナウイルスに関する様々な不安や悩みを抱える児童生徒等が増えることも考えられますので、管理職のリーダーシップのもと、学級担任や養護教諭等のほか、学校医やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を含めて、関係教職員が連携し、組

織的に対応するようお願いいたします。また、新型コロナウイルスに関連したストレス、いじめ、偏見等に関しては、24 時間子供 SOS ダイアルや SNS 相談窓口等の相談窓口を適宜周知いただくようお願いいたします。

このほか、既にお知らせしているものですが、夏季休業期間中にお送りした新型コロナウイルス感染症対策関係の事務連絡について、改めて以下に列挙しますので、必要に応じて御確認ください。

◇「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について(7月 15 日付け)

[https://www.mext.go.jp/content/20220719-mxt\\_kouhou01-000004520\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220719-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf)

◇濃厚接触者の待機期間の見直し等について(7月 25 日付け)

[https://www.mext.go.jp/content/20220726-mxt\\_kouhou01-000004520\\_02.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220726-mxt_kouhou01-000004520_02.pdf)

◇新型コロナワクチンの追加接種(3回目接種)に関する情報提供について(7月 26 日付け)

[https://www.mext.go.jp/content/20220726-mxt\\_kouhou01-000004520\\_03.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220726-mxt_kouhou01-000004520_03.pdf)

◇新型コロナウイルスへの感染が確認された者及び濃厚接触者への対応等について(8月1日付け)

[https://www.mext.go.jp/content/20220802-mxt\\_kouhou01-000004520\\_001.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220802-mxt_kouhou01-000004520_001.pdf)

◇学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの改定について(8月 19 日付け)

[https://www.mext.go.jp/content/20220819-mxt\\_kouhou01-000004520\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220819-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf)

以上について、都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人附属学校事務主管課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所轄の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して、周知されるようお願いいたします。

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)